

奈良市公報

第100号

令和5年7月18日発行
 発行所 奈良市役所
 発行人 奈良市長
 編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
6	27	18	奈良市公報号外第20号に掲載	障がい福祉課、福祉医療課、子ども政策課、保育所・幼稚園課
6	27	19	奈良市公報号外第20号に掲載	保護課
6	27	20	奈良市公報号外第20号に掲載	建築指導課
6	27	21	奈良市公報号外第20号に掲載	市民税課、資産税課
6	27	22	奈良市公報号外第20号に掲載	産業政策課
6	27	23	奈良市公報号外第20号に掲載	消防局予防課
6	27	24	奈良市公報号外第20号に掲載	地域教育課

規 則

月	日	番号	件名	主管
6	26	42	奈良市公報号外第20号に掲載	地域づくり推進課
6	27	43	奈良市公報号外第20号に掲載	市民税課
6	27	44	奈良市公報号外第20号に掲載	消防局予防課
6	27	45	奈良市公報号外第20号に掲載	消防局総務課

告 示

月	日	番号	件名	主管
6	16	302	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
6	16	303	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
6	16	304	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
6	16	305	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
6	16	306	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
6	16	307	奈良市公報号外第20号に掲載	総合政策課
6	19	308	道路の供用廃止	土木管理課
6	19	309	道路の区域変更	土木管理課

6	19	310	道路の供用開始	土木管理課
6	21	311	令和5年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
6	21	312	農用地利用集積計画の決定	農政課
6	21	313	形質変更時要届出区域の指定	保健・環境検査課
6	22	314	奈良市公報号外第20号に掲載	保育所・幼稚園課
6	22	315	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
6	26	316	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
6	26	317	放置自転車等の保管	環境政策課
6	27	318	奈良市公報号外第20号に掲載	人事課
6	28	319	差押調書の公示送達	滞納整理課
6	30	320	道路の占用を制限する区域の指定	土木管理課
6	30	321	差押調書の公示送達	滞納整理課
6	30	322	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
訓 令 甲				
月	日	番号	件名	主管
6	27	6	奈良市公報号外第20号に掲載	人事課
監 査				
月	日	番号	件名	
6	29	10	住民監査請求に係る監査結果の公表	
6	30	11	定期監査の実施	
6	30	12	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
6	20	36	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
6	22	10	定例教育委員会の開催	教育政策課

告 示

奈良市告示第 302 号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和 5 年 6 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期 別	発送年月日	納期限
令和 3 年度国民健康保険料督促状	3 月期	令和 5 年 3 月 16 日	令和 5 年 3 月 30 日
令和 4 (3) 年度国民健康保険料督促状	2 月期	令和 5 年 3 月 16 日	令和 5 年 3 月 30 日
令和 4 (3) 年度国民健康保険料督促状	3 月期	令和 5 年 4 月 20 日	令和 5 年 5 月 4 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	6 月期	令和 5 年 2 月 20 日	令和 5 年 3 月 6 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	7 月期	令和 4 年 8 月 18 日	令和 4 年 9 月 1 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	8 月期	令和 5 年 2 月 20 日	令和 5 年 3 月 6 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	9 月期	令和 4 年 10 月 20 日	令和 4 年 11 月 3 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	10 月期	令和 4 年 11 月 17 日	令和 4 年 12 月 1 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	11 月期	令和 4 年 12 月 20 日	令和 5 年 1 月 4 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	12 月期	令和 5 年 1 月 17 日	令和 5 年 1 月 31 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	12 月期	令和 5 年 3 月 16 日	令和 5 年 3 月 30 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	1 月期	令和 5 年 2 月 20 日	令和 5 年 3 月 6 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	2 月期	令和 5 年 3 月 16 日	令和 5 年 3 月 30 日
令和 4 年度国民健康保険料督促状	3 月期	令和 5 年 4 月 20 日	令和 5 年 5 月 4 日
令和 5 (4) 年度国民健康保険料督促状	4 月期	令和 5 年 5 月 18 日	令和 5 年 6 月 1 日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和 5 年 7 月 4 日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和 5 年 6 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 303 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 6 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 5 年 6 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101423	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町 529-4	ここに	630-8424	奈良県奈良市古市町 2159-4	就労継続支援 B 型	令和 11 年 5 月 31 日
2910102041	合同会社	630-8244	奈良県奈	来夢 green	630-8233	奈良県奈	自立訓練	令和 11 年

	来夢グリーン		良市三条町593-53			良市小川町12扇ビル2.3.4F		5月31日
2910102678	合同会社ひより	630-8442	奈良県奈良市北永井町376番地	訪問介護サービスひより	630-8442	奈良県奈良市北永井町376番地	居宅介護、重度訪問介護	令和11年5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

奈良市告示第304号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100376	株式会社ハッピーサービスグループ	630-8114	奈良県奈良市六条三丁目1番15号	発達支援リハスタジオハッピーリングwith	630-8114	奈良県奈良市六条二丁目6番1号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和11年5月31日

(令和5年6月16日揭示済)

奈良市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年5月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102777	一般社団法人アーク・ケア	631-0062	奈良県奈良市帝塚山5丁目7番14号	アークケアサポート富雄	631-0062	奈良県奈良市帝塚山5丁目7番14号	居宅介護、重度訪問介護

(令和5年6月16日揭示済)

奈良市告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104054	合同会社訪問介護	632-0245	奈良県奈良市蘭生	ケアステーション	632-0245	奈良県奈良市蘭生	居宅介護、同行	令和11年5月31日

	みかん		町1813番地の26	みかん		町1813番地の26	援護	
2910104062	有限会社友舞	631-0801	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20	デイサービス友舞山陵	631-0803	奈良県奈良市山陵町975番地の1	生活介護	令和11年5月31日
2910104070	株式会社ききょう	631-0078	奈良県奈良市富雄元町三丁目1-13	行動援護事業所ききょう	631-0078	奈良県奈良市富雄元町三丁目1-13	行動援護	令和11年5月31日
2910104088	株式会社ココピタスマイル	631-0806	奈良県奈良市朱雀一丁目7番地の4	デイサービスココピタ押熊	631-0011	奈良県奈良市押熊町779番地の17	生活介護	令和11年5月31日
2920100662	社会福祉法人ききょう会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町116番4	さにい	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地6ききょう神殿ビル1階	共同生活援助	令和11年5月31日
2920100670	一般社団法人ベース	630-8144	奈良県奈良市東九条813番地の21	あつまれえ杉ヶ町	630-8357	奈良県奈良市杉ヶ町11-8	共同生活援助	令和11年5月31日

(令和5年6月16日掲示済)

奈良市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

奈良市長 仲川 元 庸

路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)	備考
西部第1159号線	奈良市中町4770番地先から	奈良市石木町856番4地先まで	L=500 W=7.0~7.8	

(令和5年6月19日掲示済)

奈良市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	南部第264号線	奈良市古市町1376番2地先から 奈良市古市町1466番2地先まで	前	2.1~9.0	184.9	
			後	2.1~11.0	184.9	
2	中部第14号線	奈良市六条二丁目855番1地先から	前	3.6~15.7	495.6	

		奈良市六条二丁目1014番1地先まで	後	3.6~15.7	495.6	
3	中部第41号線	奈良市押熊町1106番1地先から	前	1.5~10.0	880.1	
		奈良市押熊町651番地先まで	後	1.5~10.0	880.1	
4	中部第468号線	奈良市六条一丁目532番地先から	前	2.3~6.0	278.6	
		奈良市六条一丁目496番1地先まで	後	2.3~6.0	278.6	
5	中部第702号線	奈良市西大寺新池町1822番3地先から	前	0.4~8.0	462.6	
		奈良市西大寺新池町2021番1地先まで	後	0.4~8.0	462.6	
6	中部第845号線	奈良市宝来町1080番地先から	前	1.8~14.5	943.0	
		奈良市菅原町593番1地先まで	後	1.8~14.5	943.0	
7	中部第888号線	奈良市若葉台二丁目1686番33地先から	前	0.9~6.2	542.6	
		奈良市西大寺新池町1828番8地先まで	後	0.9~6.2	542.6	
8	西部第1159号線	奈良市中町4770番地先から	前	7.0~7.8	943.0	
		奈良市石木町856番4地先まで	後	7.0~7.8	1443.0	

(令和5年6月19日掲示済)

奈良市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月19日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区 間		延長 (m)	幅員 (m)
1	南部第264号線	奈良市古市町1376番2地先から	奈良市古市町1466番2地先まで	L=184.9	W=2.1~11.0
2	中部第14号線	奈良市六条二丁目855番1地先から	奈良市六条二丁目1014番1地先まで	L=495.6	W=3.6~15.7
3	中部第41号線	奈良市押熊町1106番1地先から	奈良市押熊町651番地先まで	L=880.1	W=1.5~10.0
4	中部第468号線	奈良市六条一丁目532番地先から	奈良市六条一丁目496番1地先まで	L=278.6	W=2.3~6.0
5	中部第702号線	奈良市西大寺新池町1822番3地先から	奈良市西大寺新池町2021番1地先まで	L=462.6	W=0.4~8.0
6	中部第845号線	奈良市宝来町1080番地先から	奈良市菅原町593番1地先まで	L=943.0	W=1.8~14.5
7	中部第888号線	奈良市若葉台二丁目1686番33地先から	奈良市西大寺新池町1828番8地先まで	L=542.6	W=0.9~6.2
8	西部第1159号線	奈良市中町4770番地先から	奈良市石木町856番4地先まで	L=1443.0	W=7.0~7.8

(令和5年6月19日掲示済)

奈良市告示第311号

令和5年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年6月21日

奈良市長 仲川元庸

1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第2号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,528,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,456,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,950,063 ^{千円}	1,767,532 ^{千円}	33,717,595 ^{千円}
	1. 国庫負担金	21,058,587	567,925	21,626,512
	2. 国庫補助金	3,417,825	193,416	3,611,241
	3. 国庫委託金	142,373	5,000	147,373
	4. 国庫交付金	7,331,278	1,001,191	8,332,469
21. 繰越金		-	21,417	21,417
	1. 繰越金	-	21,417	21,417
22. 諸収入		2,857,918	△ 649,901	2,208,017
	4. 雑入	2,173,337	△ 649,901	1,523,436
23. 市債		14,552,500	389,400	14,941,900
	1. 市債	14,552,500	389,400	14,941,900
歳入合計		151,927,800	1,528,448	153,456,248

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		16,950,475 ^{千円}	395,126 ^{千円}	17,345,601 ^{千円}
	1. 総務管理費	11,449,277	333,360	11,782,637
	2. 企画費	2,597,886	61,766	2,659,652
3. 民生費		69,624,467	77,382	69,701,849
	1. 社会福祉費	32,981,581	14,875	32,996,456
	2. 児童福祉費	23,569,896	58,507	23,628,403
	3. 生活保護費	12,876,821	4,000	12,880,821

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		12,537,672 ^{千円}	796,425 ^{千円}	13,334,097 ^{千円}
	1. 保健衛生費	5,068,846	795,275	5,864,121
	2. 保健所費	1,496,936	1,150	1,498,086
6. 農林水産業費		769,303	31,000	800,303
	1. 農林費	769,303	31,000	800,303
10. 消防費		4,257,127	5,000	4,262,127
	1. 消防費	4,257,127	5,000	4,262,127
11. 教育費		15,488,408	223,515	15,711,923
	2. 小学校費	3,044,197	18,500	3,062,697
	3. 中学校費	1,087,140	43,000	1,130,140
	7. 保健体育費	2,690,604	162,015	2,852,619
歳出合計		151,927,800	1,528,448	153,456,248

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
本庁舎北棟外壁等改修工事	令和5年度から令和6年度まで	396,700 ^{千円}
鶴舞橋歩道橋耐震補強設計業務委託	令和5年度から令和6年度まで	50,000
指定管理者による奈良市鴻ノ池スケートボードパークの管理に要する経費	令和5年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	644,900 ^{千円}	860,900 ^{千円}
スポーツ施設整備事業	822,000	933,900
義務教育施設整備事業	2,031,700	2,093,200
計	14,552,500	14,941,900

(令和 5 年 6 月 21 日 掲示済)

奈良市告示第 312 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 6 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸
(令和 5 年 6 月 21 日 掲示済)

奈良市告示第 313 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和 5 年 6 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

奈良市大安寺町一丁目 1215 番 1 の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物（別図は省略し、その図面は奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置いて閲覧に供する。）

(令和 5 年 6 月 21 日 掲示済)

奈良市告示第 315 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 6 月 22 日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和 4 年 8 月 9 日 奈良市指令整開 第 22A-9 号

令和 4 年 9 月 6 日 奈良市指令整開 第 22A-9-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 6 月 22 日 第 1848 号

公共施設 令和 5 年 6 月 22 日 第 927 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市石木町 843 番 1、844 番 1、845 番 1、846 番 1、846 番 3 及び 847 番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条緑町三丁目 6 番 6-4 号

株式会社サイエンスタッフ 代表取締役 清塚 顕

5 公共施設の種類、位置及び区域

調整池：奈良市石木町 846 番 1 の一部及び 846 番 3 の一部

防火水槽：奈良市石木町 846 番 1 の一部

(令和 5 年 6 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 316 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月26日

奈良市長 仲川元庸

1 名称

富雄下川自治協議会

2 規約に定める目的

本会は、地域的な共同活動を行い、下川会館の運営管理と、下川地蔵尊の祭事執行及びその他の行事の運営に当たることを主とし会員相互の親睦と連帯感を高め、公共に奉仕する精神のもと、地域社会の発展、住民福祉の向上、地方自治への貢献を図ることを目的とする。

3 区域

本会の区域は、富雄北一丁目16～18番を除く全域とする。ただし、18番27～37は含む。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市富雄北一丁目6番17号「富雄下川会館」に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 向井 一弘

奈良市富雄北一丁目14番10号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合には、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和5年6月26日

(令和5年6月26日掲示済)

奈良市告示第317号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年6月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年6月13日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年6月26日揭示済)

奈良市告示第319号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和5年6月28日揭示済)

奈良市告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、令和5年7月1日から道路の占用を制限する区域を指定することとしたいので、同条第3項の規定により下記のとおり告示する。

令和5年6月30日

奈良市長 仲川元庸

道路の種類	奈良市道	
路線名	奈良阪南田原線	
	九条線	
	六条奈良阪線	
	西大寺一条線	
	中部第1500号線	
	吐山天理線	
	登美ヶ丘中町線	
	登美ヶ丘鹿畑線	
占用を制限する区域	奈良阪南田原線	奈良阪町1125番1地先から 二名町1832番2地先まで
	九条線	北之庄町38番2地先から 西九条町五丁目6番9地先まで
	六条奈良阪線	法蓮町1099番地先から 南京終町一丁目189番1地先まで
	西大寺一条線	山陵町108番1地先から 西大寺栄町2341番1地先まで
	中部第1500号線	菅原町44番1地先から 西大寺国見町一丁目2326番3地先まで
	吐山天理線	都祁吐山町トイリ1900から 藪生町二ツ池1519まで
	登美ヶ丘中町線	登美ヶ丘四丁目791番8地先から

		中町229番1地先まで
	登美ヶ丘鹿畑線	中登美ヶ丘一丁目793番37地先から 押熊町2503番1地先まで
制限の対象とする 占有物件	新たに地上に設ける電柱(占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。) ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
占有を制限する 理由	緊急輸送道路の占有を制限することより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
占有の制限の開始の 期日	令和5年7月1日	

(令和5年6月30日掲示済)

奈良市告示第321号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年6月30日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和5年6月30日掲示済)

奈良市告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月30日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ウェル西奈良ケアプランセンター	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和5年5月1日
医療法人悠明会	奈良県大和郡山市田中町728番地		
居宅介護支援事業所日々	奈良県奈良市古市町494-1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和5年5月1日
有限会社おいていか	奈良県桜井市大福233番地の16		
訪問介護ステーションラシク	奈良県奈良市古市町494-1	居宅 訪問介護	令和5年5月1日
有限会社おいていか	奈良県桜井市大福233番地の16		

福祉事業所ラベンダー	奈良県奈良市神功四丁目1番地 8ループ神功302	居宅 訪問介護	令和5年 5月1日
合同会社イズプロジェクト	京都府木津川市州見台四丁目19番地2		
西蓮株式会社	奈良県奈良市佐紀町2164番地宗 教法人西蓮寺	居宅 訪問介護	令和5年 5月1日
西蓮株式会社	奈良県奈良市佐紀町2164番地宗 教法人西蓮寺		
ぼれぼれケアセンター青山	奈良県奈良市青山四丁目3-3	居宅 訪問介護	令和5年 5月1日
社会福祉法人うねび会	奈良県橿原市北越智町322番地	居宅 通所介護	
デイサービスセンターびいの	奈良県奈良市古市町295番地1	居宅 通所介護	令和5年 5月1日
合同会社M-STYLE	奈良県奈良市古市町295番地1		
訪問看護ステーションもも	奈良県奈良市都祁友田町515番 地の1	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和5年 5月1日
社会福祉法人大和高原育成福祉会	奈良県奈良市都祁友田町515番 地の1		

(令和5年6月30日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和5年6月29日

奈良市監査委員 中本 勝
同 横井 雄一
奈監第29号
令和5年6月28日

請求人ら25名

代理人

徳島県徳島市八百屋町三丁目15番地 サンコーポ徳島ビル3階

弁護士 石川 量堂 様

奈良県橿原市八木町一丁目6番23号 大和信用金庫八木支店ビル4階

弁護士 幸田 直樹 様

弁護士 井上 泰幸 様

奈良県奈良市高天市町11番地 高天飯田ビル6階

弁護士 今治 周平 様

奈良市監査委員 中本 勝
同 横井 雄一

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和5年6月6日付けで提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

なお、監査委員である東口喜代一は、監査の対象に関して直接の利害関係を有するため、法第199条の2の規定

により除斥されました。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、一部個人情報については、アルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

第 1 監査請求の要旨

1 怠る事実が違法であるため請求せよとの勧告

(1) 住民訴訟判決の確定

奈良市の住民を原告とする住民訴訟において、令和 3 年 10 月 7 日、最高裁判所の上告棄却ないし上告不受理とする決定により、大阪高等裁判所令和 3 年 2 月 26 日判決、すなわち、奈良市長仲川元庸が、仲川元庸（以下「相手方仲川」という。）、A 氏、B 氏（以下「相手方 A 氏ら」という。）に対し、連帯して 1 億 1643 万 0705 円損害賠償請求金及びこれに対する平成 30 年 4 月 10 日から支払い済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払うよう請求することを命じる判決（大阪高等裁判所令和 2 年（行コ）第 116 号）が確定した（第 1 段目訴訟）。

同住民訴訟では、相手方仲川と相手方 A 氏らが、相手方 A 氏らが共有していた土地（本件買収地）を、単価 1514 円/m²・合計 1 億 6772 万 2252 円で奈良市に売却する旨の契約を締結したが、この代金額は、奈良市が依頼した不動産鑑定士による本件買収地の評価額の平均（単価 463 円/m²・合計 5129 万 1547 円）の 3 倍以上であり、また、本件買収地には産業廃棄物が埋設されていたことからすると本来の土地の価値は更に低かったものであるから、著しく不均衡であるとして、本件売買契約の締結について相手方仲川及び相手方 A 氏らは共同不法行為を負い、奈良市には、少なくとも上記不動産鑑定士の評価額の平均との差額分である 1 億 1643 万 0705 円の損害が発生していると認定された。

(2) 第 2 段目訴訟における和解は違法無効であること

ア 第 2 段目訴訟提起及び和解の成立

奈良市は、令和 3 年 10 月 7 日に前記住民訴訟の判決が確定したことから、同判決に従い、同年 11 月 17 日付で、同年 12 月 6 日を支払期限として、相手方仲川、相手方 A 氏らに対し、損害賠償金の請求を行った。しかし、相手方仲川及び相手方 A 氏らが支払期限までに損害賠償請求金を支払わなかったため、奈良市は、地方自治法 242 条の 3 第 2 項に従い、相手方仲川に対する損害賠償請求金の請求については奈良市代表監査人東口喜代一を奈良市の代表として、相手方 A 氏らに対する損害賠償請求金の請求については奈良市長仲川元庸を奈良市の代表として、令和 4 年 2 月 14 日付で訴訟提起をした（第 2 段目訴訟）。

第 2 段目訴訟において、令和 5 年 3 月 29 日、係属中の裁判所より、相手方仲川については 3000 万円、相手方 A 氏らについても 3000 万円を支払う内容での和解の勧誘がなされ、同年 4 月 25 日、上記確定した相手方仲川、相手方 A 氏らに対する債権の一部を放棄する内容の和解条項案が提示された。

奈良市議会は、令和 5 年 5 月 10 日、上記和解条項案の内容で和解する議案につき、採決において可否同数となったため、議長採決により承認する旨の議決をした。

これを受け、奈良市代表監査委員東口喜代一及び奈良市長仲川元庸は、令和 5 年 5 月 31 日、第 2 段目訴訟において、相手方仲川に対する損害賠償請求については本書別紙 1、相手方 A 氏らに対する損害賠償請求については別紙 2 を和解条項とする和解（以下「本件和解」という。）が成立した。

イ 本件和解は違法であること

現在の地方自治法 242 条の 2 第 1 項第 4 号の住民訴訟制度は、地方自治法の平成 14 年改正により、それまでの代位訴訟方式から 2 段階方式へと変更された。すなわち、現在の第 4 号住民訴訟は、第 1 段目訴訟において、住民が地方公共団体の執行機関に対し相手方に対して損害賠償請求をすることを求めて訴訟提起し、第 1 段目訴訟が認容された場合、地方公共団体が第 1 段目訴

訟に従って相手方に対して損害賠償請求をしていくという 2 段階方式となっている。

そして、第 1 段目訴訟の判決の効力については、地方自治法 242 条の 3 第 4 項において、「裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する」と定められており、法律上当然に 2 段目訴訟にまで及ぶものとされている。

したがって、第 2 段目訴訟では、第 1 段目訴訟で認定された財務会計行為の違法性や故意過失について改めて争うことは許されず、第 1 段目訴訟の判断は、第 2 段目訴訟の訴訟当事者である市及び当該職員も拘束する。つまり、第 2 段目訴訟は、第 1 段目訴訟で確定した債権を粛々と実現するための手段という位置づけである。

地方自治法平成 14 年改正における国会質疑（第 153 回国会・平成 13 年 12 月 4 日衆議院総務委員会）においても、政府参考人（当時の総務省自治行政局長）の回答として、「今回の改正では、被告となります地方公共団体の機関は、個人としての長、職員、相手方は、二段目の訴訟で争う実益はなく、先ほども申し上げました二段目の訴訟が必要となるケースはほぼ想定できないところでございます。仮に、二番目の訴訟が必要となったといたしましても、一段目の判決の効力が及ぶことになりまして、速やかに裁判は終結をします。」と述べている。

これを前提にすると、地方自治法が定める住民訴訟制度において、第 1 段目訴訟の判決で確定した損害賠償請求権を、第 2 段目訴訟において和解により減額すること（一部を放棄すること）が想定されていないことは明らかである。

したがって、住民訴訟制度上、地方公共団体の議会は、第 1 段目訴訟の判決で確定した損害賠償請求権の放棄（全部放棄だけでなく一部放棄も含む）を承認する権限を有しておらず、奈良市議会が債権の一部放棄を内容とする本件和解を承認した議決は無効である。

仮に、第 1 段目訴訟の判決で確定した損害賠償請求権を、第 2 段目訴訟において和解により減額することができる余地があるとしても、上記の住民訴訟制度によれば、極めて例外的な場合に限られるものというべきであり、損害賠償請求権の約半額の放棄を内容とする本件和解は、住民訴訟制度の趣旨を没却するものである以上、適法と認められる余地はなく、奈良市議会の議決は無効である。

したがって、奈良市議会における令和 5 年 5 月 10 日の議決が無効となる以上、奈良市の代表である代表監査委員東口喜代一及び奈良市長仲川元庸は、第 2 段目訴訟で損害賠償請求権を減額する内容の和解（本件和解）をする権限を有しておらず、本件和解は違法である。

ウ 本件和解は無効であること

上記のとおり、本件和解は違法であり、住民訴訟制度の趣旨を没却するものであり、また、本件和解については、その成立前の段階で、奈良市議会の議論や報道において違法の可能性が指摘されており、本件和解当時者において本件和解が違法無効となる可能性を認識していた又は十分に認識し得たこと等の事情を踏まえ、民法 90 条により無効となる。

(3) 住民訴訟判決で確定した債権の請求を怠ることは明白であること

以上のとおり、本件和解は無効であることから、第 1 段目訴訟で確定した損害賠償請求権及び遅延損害金は未だ存在している。

奈良市の執行機関である奈良市長仲川元庸は、第 1 段目訴訟の債権を行使する義務があるが、本件和解の当事者である同人において、本件和解が無効であるとして本件和解内容を超える金額の請求をすることは今後も見込めず、第 1 段目訴訟で確定した損害賠償請求権の行使を怠っていることは明白である。

(4) 小括

よって、請求者らは、本監査請求において、奈良市長仲川元庸が、第 1 段目訴訟で確定した損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であるとして、相手方仲川及び相手方 A 氏らに対して損害賠償請求権全額及び遅延損害金を請求せよとの勧告を求める。

2 損害賠償請求を求める勧告

上記のとおり、請求者らは本件和解が無効であると考えているが、仮に本件和解が無効ではなかったとしても、上記のとおり、奈良市の代表である代表監査委員東口喜代一及び奈良市長仲川元庸が、第 2 段目訴訟で損害賠償請求権を減額する内容の和解を締結することは違法である。

奈良市は、本件和解により、債権放棄相当額の損害を受けた。

したがって、請求者らは、本監査請求において、本件和解を奈良市代表として締結した上記東口及び仲川に対して債権放棄相当額（8636 万 7751 円）の損害賠償請求をすること及び、本件和解の相手方である相手方 A 氏らに対しても上記仲川の共同不法行為者として損害賠償請求をせよとの勧告を求めるものである。

2 事実証明書

- (1) 令和 2 年 7 月 21 日奈良地方裁判所判決（ウエストロージャパン掲載）
- (2) 令和 3 年 2 月 26 日大阪高等裁判所判決（ウエストロージャパン掲載）
- (3) 令和 5 年 3 月 29 日付奈良地方裁判所民事部合議 2 係作成にかかる和解案（写し、一部黒塗り）
- (4) 令和 5 年 4 月 25 日付奈良地方裁判所民事部合議 2 係作成にかかる和解条項案（写し、一部黒塗り）
- (5) 奈良市議案第 60 号 奈良市議会令和 5 年 5 月 10 日可決を証する書面

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 5 年 6 月 7 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

住民訴訟（新斎苑整備事業に係る損害賠償請求等履行請求事件。大阪高等裁判所令和 2 年（行コ）第 116 号）で確定した損害賠償請求権の行使において、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

市民部斎苑管理課及び監査委員事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 6 月 13 日に陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 5 年 6 月 14 日に市民部長、斎苑管理課長及び監査委員事務局長に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 住民訴訟制度の概要

ア 住民訴訟制度は、平成 14 年の法改正により、以下に示す 2 段階訴訟となっている。

① 法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、住民が相手方に損害賠償等の請求を行うよう執行機関に対して求める住民訴訟（以下「1 段目訴訟」という。）

② 1 段目訴訟の判決を受け、相手方に損害賠償等の請求をしても支払がない場合、法第 242 条の 3 第 2 項の規定に基づき、地方公共団体の長が相手方に対して損害賠償等の請求を行う訴訟（以下「2 段目訴訟」という。）

イ 1 段目訴訟において訴訟告知を受けた者に対する 1 段目訴訟の判決の効力が、2 段目訴訟においても及ぶことが、法第 242 条の 3 第 4 項に規定されている。

(2) 債権放棄及び和解に関する規定

ア 地方公共団体の有する権利を放棄する場合及び和解に関することについては、法第 96 条第 1 項第 10 号及び第 12 号の規定により議会による議決を要することとされている。

イ 議会は、住民監査請求があった後に、権利の放棄に関する議決をしようとするときは、法第 242 条第 10 項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされている。

ウ 1 段目訴訟の判決確定後における債権放棄の議決を制限する規定はない。

(3) 本件住民監査請求に関する経緯

日 付	事 項
-----	-----

①平成30年2月15日	新斎苑建設用地に係る土地売買仮契約書締結
②平成30年3月2日	住民監査請求
③平成30年4月10日	新斎苑建設用地取得代金1億6,772万2,252円支払
④平成30年4月26日	住民監査請求棄却
⑤平成30年5月24日	住民訴訟提起
⑥令和2年7月21日	奈良地方裁判所判決 市は、仲川元庸（以下「仲川氏」という。）に対し1億6,772万2,252円及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
⑦令和3年2月26日	大阪高等裁判所判決 市は、仲川氏及び元地権者に対し1億1,643万705円及びこれに対する平成30年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
⑧令和3年10月7日	最高裁判所上告不受理決定（大阪高裁判決確定）
⑨令和3年11月17日	仲川氏及び元地権者に対し、令和3年12月6日を支払期限とした損害賠償金請求
⑩令和4年2月14日	支払期限までに支払がなかったため、仲川氏及び元地権者に対し、法第242条の3に基づく訴訟提起
⑪令和5年3月29日	奈良地方裁判所から和解案勧誘
⑫令和5年4月25日	奈良地方裁判所から和解案項案提示
⑬令和5年4月26日	法第96条第1項第10号及び第12号の規定に基づき、奈良市議案第60号「和解について」を議会へ送付（令和5年5月臨時会）
⑭令和5年4月26日	議会から法第242条第10項に基づく監査委員への意見聴取
⑮令和5年4月28日	上記意見聴取に対する監査委員の意見回答
⑯令和5年5月10日	奈良市議案第60号「和解について」可決（以下「本件議決」という。）
⑰令和5年5月31日	和解成立

(4) 奈良市議案第60号「和解について」提出に係る市の説明

ア 1段目訴訟で確定した判決内容は、仲川氏及び元地権者へ損害賠償請求せよとのことであり、相手方に請求を行っているため判決に基づく行為は既に実現している。(3) ⑨)

イ 2段目訴訟は、損害賠償請求権が実現されるかどうか、債務名義が取得できるかどうかの訴訟であった。

ウ 可能な限り回収額を最大化させるべく努力するという方針で臨んでいたところ、奈良地方裁判所から和解案及び和解案項案が示された。(3) ⑪⑫)

エ 和解案の概要は、当該用地の早期取得により損害額以上の財政負担を回避でき、新斎苑の供用開始により使用料収入が増加するなど相応の利益を取得したと認められるため、直ちに被告らに損害額を全額賠償させることが妥当な紛争解決の手段であるとも限らず、本件事案に関する一切の事情を考慮すると、和解による解決が相当であるというものであった。

オ 和解案は、1段目訴訟の際に明確にできなかった、いわゆる後発事象を踏まえた合理的なものと言える。奈良地方裁判所が、1段目訴訟の判決を尊重しながらも、その後の事情の変化、事件の背景事情も総合的に判断され、公正な見地から示された判断について、市として最大限尊重すべきと判断した。

カ 今後同様事案での価格決定について、1段目訴訟の判決趣旨を十分尊重し、より慎重かつ適切に対応していくため、弁護士、不動産鑑定士等の第三者の意見又は助言を求める「奈良市土地評価適正懇話会設置要綱」が令和5年4月1日に制定された。

(5) 債権放棄の議決に関する判例

ア 神戸市（最高裁平成24年4月20日判決）、大東市（最高裁平成24年4月20日判決）、さくら市（最高裁平成24年4月23日判決）

債権放棄の議決について、いずれも適法・有効とされた。

判決概要は次のとおりである。

【判決概要】

普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、地方自治法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。

したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。もっとも住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯、影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。

イ 平成 24 年の最高裁判決に係る補足意見

アの 3 件の最高裁判決文に、千葉勝美裁判官の補足意見が添えられており、その概要は次のとおりである。

【補足意見の概要】

現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がることを期待される一方、場合によっては、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。

普通地方公共団体の議会在住民訴訟制度のこのような点を考慮し、事案の内容等を踏まえ、事後に個人責任を追及する方法・限度等について必要な範囲にとどめるため、個人に対して地方公共団体が有する権利（損害賠償請求権等）の放棄等の議決がされることが近時多く見られるのも、このような住民訴訟がもたらす状況を踏まえた議会なりの対処の仕方なのであろう。

しかし、権利の放棄の議決が、主として住民訴訟制度における地方公共団体の財務会計行為の適否等の審査を回避し、制度の機能を否定する目的でされたと認められるような例外的な場合（例えば、長の損害賠償責任を認める裁判所の判断自体が法的に誤りであることを議会として宣言することを議決の理由としたり、そもそも一部の住民が選挙で選ばれた長の個人責任を追及すること自体が不当であるとして議決をしたような場合が考えられる。）には、そのような議会の裁量権の行使は、住民訴訟制度の趣旨を没却するものであり、そのことだけで裁量権の逸脱・濫用となり、放棄等の議決は違法となるものといえよう。

ウ 鳴門市（最高裁 平成 30 年 10 月 23 日判決）

1 段目訴訟における市敗訴の最高裁判決確定後に債権放棄の議決がされたことに対する違法性が問われた訴訟について、最高裁において裁量権の逸脱又は濫用に当たるとはいえないとされた。

【判決概要】

鳴門市が経営する競艇事業に関し、市が A（漁業協同組合である補助参加人）に公有水面使用協力費を支出したことが違法であるとして、B（上告人、市公営企業管理者企業局長個人）に対して損害賠償を請求することを市長に求める住民訴訟及び A に対して不当利得返還請求をすることを市長に求める住民訴訟につき、違法である旨の判決確定後に、市議会が B に対する損害賠償請求権及び A に対する不当利得返還請求権をいずれも放棄する決議をしたところ、本件協力費の支出が誤りであることが明らかであったということとはできないこと、A 及び B の帰責性が大きいということとはできないことなど本件の諸般の事情を考慮すれば、市が本件各請求権を放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理とは認めがた

いというべきであり、本件議決が市議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとすることはできないから、前記各請求権は本件議決によって消滅したというべきであるとして、第一審判決中上告人敗訴部分を取り消し、請求が棄却された事例

(6) 関係条文

本件住民監査請求に関する関係条文は次のとおりである。

【地方自治法（抜粋）】

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 ～ 九 略

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 略

十二 普通地方公共団体がその当事者である（略）、和解（略）に関すること。

十三 ～ 十五 略

2 略

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～9 略

10 普通地方公共団体の議会は、第 1 項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。

11 略

(住民訴訟)

第 242 条の 2 普通地方公共団体の住民は、前条第 1 項の規定による請求をした場合において、同条第 5 項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第 9 項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第 5 項の規定による監査若しくは勧告を同条第 6 項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第 9 項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第 1 項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 ～ 三 略

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 ～ 6 略

7 第 1 項第 4 号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 ～ 12 略

(訴訟の提起)

第242条の3 前条第1項第4号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から60日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第96条第1項第12号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

4 前条第1項第4号本文の規定による訴訟の裁判が同条第7項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第1項第4号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

3 監査委員の判断

(1) 請求人は、「2段目訴訟では1段目訴訟で認定された財務会計行為の違法性や故意過失について改めて争うことは許されず、1段目訴訟の判断は2段目訴訟の訴訟当事者である市及び当該職員も拘束するため、1段目訴訟で確定した損害賠償請求権を、2段目訴訟において和解により減額することが想定されていない。したがって、住民訴訟制度上、地方公共団体の議会は、債権放棄を承認する権限を有しておらず、債権放棄を内容とした和解を承認した議決は無効である。」と主張しているもので、このことについて判断する。

まず、現行住民訴訟制度において、1段目訴訟において訴訟告知を受けた者に対し、1段目訴訟の判決の効力が2段目訴訟において及ぶか否かについては、認定事実(1)イのとおり、その効力を有するとされている。このことは、訴訟告知により、地方公共団体と訴訟告知を受けた者との間に参加的効力があることを示しているものである。しかし、2段目訴訟は、1段目訴訟で争われた財務会計上の行為の違法性や責任の有無等について異なる判断はできないものの、地方公共団体が有する債権の請求に関する民事訴訟と解されていることから、訴訟追行上において債権放棄や和解をすることができないという実体法上の根拠はないものと考えられる。

このことは、認定事実(2)ウのとおり、1段目訴訟の判決確定後に債権放棄を行うことについて制限する規定はなく、現に認定事実(5)アのとおり、平成24年の最高裁判決において、「議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、地方自治法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。」とした上で、「債権の放棄をするに当たって、その議会の議決及び長の執行行為(略)という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているものというべきである。」として、個々の事案ごとに総合考慮し、法の趣旨等に照らして不合理であって裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる場合を除いて、債権放棄は適法・有効であるとされていることから見てとれるところである。なお、この判決においては補足意見として、認定事実(5)イのとおり、「現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がることを期待される一方、場合によっては、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。普通地方公共団体の議会在住民訴訟制度のこのような点を考慮し、事案の内容等を踏まえ、事後に個人責任を追及する方法・限度等について必要な範囲にとどめるため、個人に対して地方公共団体が有する権利(損害賠償請求権等)の放棄等の議決がされることが近時多く見られるのも、このような住民訴訟がもたらす状況を踏まえた議会なりの対処の仕方なのであろう。」とあり、また、裁量権の範囲について、「長の損害賠償責任を認める裁判所の判断自体が法的に誤りであることを議会として宣言することを議決の理由としたり、そもそも一部の住民が選挙で選ばれた長の個人責任を追及すること自体が不当であるとして議決をしたような場合」が逸脱又はその濫

用に当たると考えられると述べられている。

この平成 24 年の最高裁判決において示された判断枠組みにより判示された、その後の債権放棄の議決に関する判例を見てみると、認定事実 (5) ウのとおり、1 段目訴訟において最高裁で確定した債権を放棄した議決に対し、議会の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるとすることはできないとして、最高裁自身が有効・適法とした判例も存在するところである。

本件議決について、これら判例に照らしてみると、まず、手続的要件については、和解案は司法である裁判所からの和解勧誘に沿ったものであり、市の説明に不合理な点はなく、現行制度において求められている本件議決に必要な法定手続についても、認定事実 (3) ⑬⑭のとおり適正に行われた上で議会の採決がなされていることから、要件は満たしているものと言える。次に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるか否かについては、本件議決は、認定事実 (5) イの補足意見に例示されているような、公序良俗に反し社会通念上是認しえない濫用的な場合に当たるとは言えず、また、議会の議決は裁判所の判断を覆したり制約を加えたりするという関係性にはないと考えられることから、議会の裁量の範囲内において適正になされたものであると言える。

1 段目訴訟における判決確定後の債権放棄や和解の是非については、平成 24 年の最高裁判決により、一定の判断基準が示され、その後個々の事案において判示されているところであるが、一方で住民訴訟制度のあり方については様々な学説があり、議論があることも承知している。

このこともあり、請求人が本件議決について住民訴訟の趣旨を没却する結果となるという理由で認められないと主張していることについて、理解ができないことはないが、これまでひもといてきた現行法理及び判例に従えば、1 段目訴訟の判決確定後に債権放棄や和解を認めることはできないという道理はなく、1 段目訴訟の裁判所の判断を前提とした上で、2 段目訴訟における債権放棄や和解による訴訟解決手法も当然に認められ、本件議決もそれに該当するものと解する。

また、認定事実 (4) カのとおり、「奈良市土地評価適正懇話会設置要綱」が制定され、今後同種の公共用地取得事案の適正化を図っていくという、土地買収手続における制度改革を行ったことから、市が住民訴訟の判決趣旨をないがしろにしているものではないことの一つの論拠であると言える。

以上のことから、債権放棄を内容とした和解議案を承認した本件議決は適法・有効なものであると判断する。

- (2) 請求人は、「本件和解が無効であると考えているが、仮に本件和解が無効ではなかったとしても、2 段目訴訟で損害賠償請求権を減額する内容の和解を締結することは違法である。奈良市は、本件和解により、債権放棄相当額の損害を受けた。」と主張しているので、このことについて判断する。

(1) で述べたとおり、議決が適法・有効に成立している以上、それに伴う和解の締結について何ら制約されるものはないため、そのことにより市に損害が発生しているとは言えない。

よって、1 段目訴訟で確定した損害賠償請求権の行使において、違法又は不当に財産の管理を怠る事実はなく、本件住民監査請求には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

(令和 5 年 6 月 29 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
奈 監 第 33 号
令和 5 年 6 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 北 良 晃 様
奈良市農業委員会 長 巽 一 孝 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝
同 横 井 雄 一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は令和 4 年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧組織名で表記しています。

1 監査対象

- 環境部
 - 廃棄物対策課 衛生浄化センター 収集課
 - 土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）
 - 環境政策課
- 都市整備部
 - 都市計画課 都市政策課 交通バリアフリー推進課
 - JR 新駅周辺整備推進課 JR 奈良駅周辺整備事務所
 - 西大寺駅周辺整備事務所
- 建設部
 - 土木管理課 地籍調査室 道路インフラ保全課 道路建設課
- 農業委員会事務局
(企業局)
- 事業部
 - 給排水課 下水道事業課

2 監査期間

令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 6 月 29 日まで

3 監査方法

令和 4 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 5 年 2 月末日現在（企業局については、同年 3 月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

廃棄物対策課

【指摘】

し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、令和 3 年度決算における収入未済額と令和 4 年度当初における滞納繰越の調定額が一致していなかった。

滞納繰越の調定は、前年度決算の収入未済額が確定した後、その額をもって行うものであることから、所管課は、収入未済額と調定額が一致しているかどうかの確認を確実に行った上で事務処理を行われたい。

衛生浄化センター

【指摘】

予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を 1 者からしか徴取していない事例があった。

奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、2 者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。

【指摘】

長期継続契約で締結されている衛生浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

収集課

【指摘】

令和 3 年度の定期監査で指摘した臨時職員が退職する際における賃金の一部返納に係る債権について、その後の状況を確認したところ、債権管理台帳の整備は進められていたが、催告書発送履歴の記載漏れがあるなど不十分な点が認められた。加えて、令和 4 年度には催告書の発送等の納付交渉がされていなかった。

催告書の送付等の債務者との納付交渉を適切に行った上で、経過を台帳に逐次記録し、債権回収に努められたい。

【指摘】

予定価格 20 万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を 1 者からしか徴取していない事例があった。

奈良市契約規則第 18 条の 2 の規定に基づき、2 者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。

環境政策課

【指摘】

長期継続契約で締結されている土地賃貸借契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

【指摘】

奈良市自転車駐車場の管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した備品の所有権は市に帰属するものとされているが、所管課は指定管理者が購入した備品の確認を行っていないかった。

このため、指定管理期間開始当初からの状況を確認したところ、平成 30 年度に備品が購入されており、備品台帳への登録が漏れていることが判明した。

所管課においては、今回の調査で明らかとなった備品について、現物を確認した上で速やかに登録を行い、市の財産として適切に管理されたい。

【指摘】

奈良市自転車駐車場の定期使用料の免除について、所管課は使用料免除決定通知日ではなく使用料免除申請日を実質的な免除開始日としていた。

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 45 号）第 9 条において、利用者が障害者手帳を保有するなどの場合は定期使用料の免除が認められており、その場合、使用料免除申請書の提出を受け、審査した上で使用料免除決定通知書により申請者へ通知することとなっているため、免除開始日は通知日以降となる。

課の説明によると、利用者が障害者手帳を保有する場合、例外なく免除の取扱いとなり、申請時に手帳を確認することで免除の判断が可能であるため、運用上申請日から免除を行っているとのことであったが、申請の受付は指定管理者が行っており、使用料の免除は一定の審査が伴う行政処分であることから、免除の決定は通知書によってのみ行われるべきものである。

なお、このことは指定管理者制度以外の運営形態においても、同様に言えることである。

同施行規則に基づき、適正な事務手続を行われたい。

【指摘】

契約金額が 20 万円以上 50 万円以下の施設修繕及び機械器具修繕において、請書を徴取していなかった。

請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、奈良市契約規則第 21 条第 2 項において、契約金額が 20 万円以上のものについては徴取が必要であると規定されている。

請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に基づき適正な契約事務を行われたい。

都市整備部

都市政策課

【指摘】

設計金額が 5,000 万円以上のスケートボードパーク整備工事において、奈良市契約規則第 23 条第 2 項第 7 号により契約保証金を免除していた。

同号は随意契約を締結する場合の契約保証金の免除について規定されたものであるが、建設工事の場合、受注

者側が契約を履行できなくなった際に発注者側が被る損害が大きいため、同項第1号、第2号又は第6号のいずれかに該当する場合にのみ契約保証金が免除できるとされている。

同規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

交通バリアフリー推進課

【指摘】

予算額が1,000万円以上の妊婦外出支援タクシー事業委託において、予定価格の決定を課長が行っていた。

これは、当該委託が単価契約の方法により締結されていることから、予定価格の決定者を1回当たりの単価で判断したことによるものであった。

予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成23年9月1日施行）第3条第2号に、1件の見積金額が1,000万円以上の契約における予定価格の決定者は次長職以上と規定されており、単価契約の場合、1件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。

同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

バス事業者燃油価格高騰対策支援金の算定について、算定根拠の項目となっている「路線バスの本市区域の運行に係る平均燃費」を算出するに当たり、「実車走行キロ」を「軽油使用量」で除して算出していた。

バス事業者から提出された資料には、営業中に走行した距離である「実車走行キロ」と、それに加えて事業所から停留所に向かうなど回送中の走行も含んだ距離である「総走行キロ」が記載されていた。「軽油使用量」は「総走行キロ」を走行するために使用した軽油の量とのことであったため、平均燃費は「総走行キロ」を「軽油使用量」で除して算出する必要があったと考えられる。

本支援金は、燃油価格が高騰する中で、市民生活及び経済活動を支える公共交通事業者の事業継続に資することを目的として交付されていることから、支援としての側面が大きいものの、公費からの支出を行う以上、所管課はその額の適正性について説明責任を果たされるよう努められたい。

JR新駅周辺整備推進課

【指摘】

奈良市八条・大安寺周辺地区における調査設計等業務委託に伴うプロポーザル審査委員会について、委員として市職員である部長2名が任命されていたが、審査当日は両部長が公務のため欠席し、各部の次長が部長の代理として出席し審査を行っていた。

附属機関であるプロポーザル審査委員会の委員は、当該委員会の設置目的に照らし、経歴、識見等から判断して最もそれに合致する人物が任命又は委嘱されるものであることから、当該委員会の構成員ではない者が、その構成員に代わって代理出席することは認められていない。

附属機関の構成員が会議に出席できない場合は、欠席扱いとするなど、適正な運営を行われたい。

【意見】

附属機関であるプロポーザル審査委員会委員に市職員が任命されている事例が見受けられた。

奈良市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針（平成27年2月作成）において、附属機関の委員を選任する場合は、第三者機関としての位置づけを踏まえ、一定の場合を除き、市職員を選任しないこととされている。

全ての附属機関設置所管課においては、その趣旨を踏まえ、委員の選任を行われたい。

JR奈良駅周辺整備事務所

【意見】

JR奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う現場技術業務委託については、市の技術職員の不足を補うために、積算補助、監督補助及び工事管理業務を受託者の現場技術員がJR奈良駅周辺整備事務所内において行っている。当該受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定されている秘密を守る義務がなく、さらに、市が発注する他の契約の受注者にもなり得る立場でもあることから、情報漏えい等のセキュリティ面でのリスクが高い点で問題があると考えられる。

また、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、業務委託の場合、受託者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものとされているため、労働者派遣との違いに留意する必要がある。

このことは、以前から問題点について意見しているところであるが、抜本的な改善は図られていない。受託者

の技術員が市の事務室内で業務を行う現状の委託形態は、上記のようなりスクがあり望ましい状況ではないことから、現状の解消に努められたい。

西大寺駅周辺整備事務所

【指摘】

設計金額が5,000万円以上の西大寺東線他街路改良工事において、奈良市契約規則第23条第2項第7号により契約保証金を免除していた。

同号は随意契約を締結する場合の契約保証金の免除について規定されたものであるが、建設工事の場合、受注者側が契約を履行できなくなった際に発注者側が被る損害が大きいことから、同項第1号、第2号又は第6号のいずれかに該当する場合にのみ契約保証金が免除できるとされている。

同規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

契約保証金については、奈良市契約規則第23条第2項において、免除できる要件が規定されている。

建設工事における契約保証金を免除する場合、同項第1号、第2号又は第6号のいずれかに該当する必要があるが、今回の定期監査において、それ以外の号により契約保証金を免除している事例が2件確認された。

これは所管課における認識不足とともに、契約規則の規定が不明瞭であることが原因と考えられる。

このことから、契約制度所管課において、契約規則の規定の見直しや運用基準の作成等を行い、周知を図られたい。

建設部

土木管理課

【指摘】

道路占用料に係る納付書について、納期限が納付書発行の翌月末となっており、中には納期限の記載がないものもあった。

納入義務者への通知は、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第11条第2項の規定に基づき納入の通知をする日から20日以内の納期限を定めて行われたい。

【指摘】

道路占用料の減免について、減免申請書を徴取しておらず、結果として減免の可否に係る意思決定もされていなかった。

これは、本来占用料の減免に当たっては、減免申請書を徴取し、その内容を審査し、減免の可否の意思決定がされるべきであるが、道路占用料の免除手続の規定が定められていないことが原因であると考えられる。

道路占用料の減免について、速やかに免除手続について規定するとともに、適正な決裁処理を行われたい。

【意見】

奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）別表の規定を準用し、行政財産使用料を算定している各課において、別表の備考欄にある「1件の占用料の額」の解釈を許可申請書に記載の物件を全てまとめて1件としている課と物件ごとに1件としている課があった。

許可をする課によって使用料の算定基準の解釈が異なることは、公平性を欠く取扱いであることから、条例所管課において市全体で統一的な取扱いとなるよう対応策を講じられたい。

(企業局)

事業部

下水道事業課

【指摘】

下水道事業受益者負担金において、消滅時効が成立した債権の不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。

下水道事業受益者負担金は、3年にわたって納付することとなっており、時効期間の経過をもって自動的に債権が消滅する公債権であることから、各年度に納付がなかった場合、3年にわたって順次債権が消滅する。

しかし、所管課では、3年分の債権が全て時効となった後にまとめて不納欠損処分を行っていた。

不納欠損処分は、債権管理を行う上で重要な手続であり、決算額にも影響することから、債権が消滅した年度において適宜行われたい。

(令和5年6月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
奈教総第 66 号
令和 5 年 6 月 23 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成 21 年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第 4 監査の結果及び意見

I 少子化対応事業について

7. 放課後児童健全育成事業施設について

(2) 結果

① 減免の開始月を要綱に定め明文化すべきである

（地域教育課）

【監査結果】

児童育成料についても保育料同様、減免の対象者は生活が困難となったもの等であり、減免基準表や減免期間が設けられている（バンビーホームにおける児童育成料の減免取扱基準より）。しかし、減免による児童育成料の賦課がいつなのかについては明記されていないため、開始月の判断基準を設けることが必要である。

なお、減免の要件は「取扱基準」として定められているが、「要綱」として定めて公表すべきである。

【措置の内容】

平成 28 年 4 月 1 日に施行した奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領で、減免の開始月を明文化しました。

平成 25 年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

30. 公民館分館

(6) 監査の結果及び意見

・ 収支決算書について

（地域教育課）

【監査結果】

公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならず（第 6 条）、また年度の事業報告では管理業務に係る収支の状況を記載しなければならない（第 16 条）が、各分館の事業報告では多くの指定管理者が管理運営経費を指定管理料と同額と記載している。実際の管理運営経費が指定管理料を上回っているためであるが、管理業務に係る収支を明確にし、指定管理料が必要十分であるか、指定管理料がどのような使途に充当されているかを把握するためには実際の管理運営経費を記載する必要がある。所管課は指定管理者への指導を徹底されたい。

【措置の内容】

管理業務に係る収支が明確かつ指定管理料の使途が適正であることを、平成 26 年度決算時に確認しました。

また、管理運営経費がどのような用途に充当されているかを確認できるよう収支予算書・収支決算書の様式を変更しました。

・証憑類について

(地域教育課)

【監査結果】

公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費等について、その用途を明らかにした帳簿、書類等を備え、これを事業年度終了後5年間保存しなければならないとされている(第11条)。しかし、今回の調査では領収書等の証憑類を紛失した指定管理者が散見された。証憑類は経費の用途を明らかにする書類に含まれるため、所管課は5年間保存するように指導を徹底されたい。

【措置の内容】

公民館分館の管理業務に係る経費等の用途を明らかにした帳簿、書類等が保存されていることを、平成26年度決算時に確認しました。また、毎年度指定管理者に対し、証拠書類を5年間保存するよう通知し、注意喚起も行っていきます。

・指定管理料について

(地域教育課)

【監査結果】

公民館分館の管理運営とは関係のない指定管理料を充当し、自治会費と混同している指定管理者が存在する。あくまでも分館の管理運営費用として指定管理料を充当するよう所管課は指導を徹底されたい。

【措置の内容】

指定管理料を他の経費と混同することなく管理運営費用として使用していることを、平成26年度決算時に確認しました。また、毎年度指定管理者に対し、自治会費等別会計との混同が生じないように指定管理料を適切に使用し、収支報告を行うよう通知しています。さらに、注意喚起も行っていきます。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見

5. 備品購入費について

(3) 1件別支払金額の分布

・学校園におけるウェブサイトを活用した予定価格の積算と見積への査定について

(教育総務課)

【監査結果】

検証の対象とした35,000円の備品購入については、上記のように見積書は1者からしか入手しておらず、当該見積をもって価格査定基準となる予定価格とされているので、購入前に十分な価格査定が行われたかどうかは不明である。実売価額との比較結果を見る限り、35,000円という金額が必ずしも価格有利を示すものとも判定できない。

では簡便な手続きで実質的な価格査定を行うにはどうすればよいか。昨今インターネットにより様々なウェブサイトを参照して容易に市場価格が入手できることから、インターネットによる検索結果を参考として予定価格を積算し、それと見積書とを比較対照して価格交渉を行う、という方法を1者見積もり及び見積書徴取省略の場合(予定価格20万円未満)の標準にすべきである。学校園による購買においては、このような標準化を実施した上で、35,000円、50,000円、100,000円という5千円単位を1件価格とすることが実効的な値引きに繋がっていることを客観化・可視化することが必要である。合わせて値引相当額を明示した見積書の入手を要件とすべきである。

【措置の内容】

各学校に対し、予算の執行に際し経済比較のもと十分な価格査定を行い、限られた予算を効率よく執行するとともに、客観性と透明性を図るよう平成27年度学校予算執行に係る予算説明会で指示をしました。また、平成27年度から指示事項の実施状況を把握するために、各学校から備品購入計画書の提出を求め、その上で、同等品や同種分野の品目について、まとめて購入できるものは契約課に依頼し見積り合わせや入札を行い一括購入しています。さらに、教育機関が購入できる5万円以上20万円未満の物品の購入に際し、高額である場合は、購入価格の問合せや見積書を業者に提出させる等、価格査定を行い購入するよう改めました。

7. デジタルカメラ等の扱いについて

(3) 平成25年度の購入実績

・契約分割による見積徴取の回避について

(教育総務課、教育支援・相談課)

【監査結果】

上表のとおり公園緑地課、下水道維持課、教育総務課及び教育支援課においては、同一予算を財源として同一日ないし 1 か月以内にデジタルカメラを複数回の支出負担行為により発注しているものがあつた。(上表省略)

奈良市契約規則第 18 条の 2 第 2 項第 5 号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は 1 件の予定価格が 3 万円未満の契約をするときと規定されており、上記は全て見積書の徴取は行われず購入されていた。

しかし、上記のように発注が分割されているのは見積徴取を回避するためと考えられる。不適切な分割発注は行わず、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。

【措置の内容】

平成 27 年 7 月 3 日付け奈会契指第 144 号に則し、教育活動等での購入使用に関し、学校で保有している数量、その内で実際に使用が可能な数量、今後の活動に必要な数量等の情報を記した購入理由書を徴取し、当該購入の妥当性を勘案して購入を許可するよう改めました。また、30,000 円未満であっても備品として管理し、その管理を徹底するよう指示をしています。

平成 28 年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

III. 補助金等に関する個別結果及び意見

22. 文化財課

(1) 月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金

②監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(文化財課)

【監査結果】

文化財課は、月ヶ瀬梅溪保勝会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

以前から収支報告書及び領収書の確認をしていたものの、領収書の添付漏れがありました。そこで、平成 29 年度から複数人で確認し領収書の添付漏れがないようにしています。

なお、令和 4 年度から月ヶ瀬梅溪保勝会に対する補助金を一本化し、月ヶ瀬行政センター地域振興課から交付することとしました。

・補助事業実施に関する確認方法について

(文化財課)

【監査結果】

文化財課と月ヶ瀬梅溪保勝会で、年内に作業する作業場所及び作業内容を合意しているが、口頭での取り決めであり、作業予定場所及び作業予定内容に関する記録が残されていない。このため、平成 27 年度の各月に実施されたはずの作業場所及び作業内容が事後的に確認できなかった。また、完了結果報告についても、一部実施作業状況の写真があるものの、報告の詳細が口頭で行われ、文書による提出あるいは記録も残されていない状況である。市では口頭のみで業務結果の確認を行い、補助金を交付しているが、第三者に対し事後的に説明できない状況からして、実施結果の検証手続きとして不十分であり、説明責任が果たせていない。

実施された作業内容を事後的に説明責任が果たせるよう、先方との合意事項は記録を残す必要がある。また、補助金の目的は、名勝景観の保護という数値等で明確に表しにくいものであるため、実施計画等で、実施内容を明確にすべきである。

【措置の内容】

平成 29 年度から、作業予定場所及び作業予定内容について記載された実施計画及び作業実施前後の写真を確認す

るよう改めました。また、景観の保全の観点からも、名勝指定地のうち主要な景勝地について、梅木の育成等を現地確認し、名勝指定地内の管理業務であることを確認するよう改めました。

なお、令和4年度から月ヶ瀬梅溪保勝会に対する補助金を一本化し、月ヶ瀬行政センター地域振興課から交付することとしました。

- ・補助金に対する横断的な検証手続の実施について
(文化財課)

【監査結果】

月ヶ瀬梅林については、市から2つの補助金が交付されている。先述の文化財課の月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金6百万円(以下、「前者」という。)と月ヶ瀬行政センター地域振興課の月ヶ瀬梅溪保勝会補助金1百万円(以下、「後者」という。)である。

後者は、月ヶ瀬梅溪保勝会に対し、月ヶ瀬梅林における雑木等樹木伐採に要する経費について補助金を交付することにより、月ヶ瀬梅林一帯の良好な景観を保護・育成し、梅文化の発展に寄与することを目的とする。補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、月ヶ瀬梅林における雑木等樹木伐採に要する経費であり、補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

補助金の交付先は、両者ともに月ヶ瀬梅溪保勝会で共通している。また、両者の目的は、ともに月ヶ瀬の梅林景観の保護育成であり、交付先である月ヶ瀬梅溪保勝会が実施する作業も竹の伐採、笹枯らし剤の散布等の部分で共通している。両者の作業の違いと言えば、前者の対象が月ヶ瀬梅林に点在する名勝となった梅木及び敷地であるのに対し、後者の対象が、名勝を含む月ヶ瀬梅林一帯「梅溪」であることである。この結果、両者は名勝となった梅木付近の竹の伐採、笹枯らし剤の散布等で対象の範囲が被ることになる。このため、文化財課では前者の補助対象から雑木伐採を除いたが、実施結果報告書と一緒に提出された作業状況を示す写真を閲覧したところ、数枚の同じ写真がそれぞれの補助金で提出されていた。現状、両者での作業内容は重複しないはずであることからして、両者の実施結果に同じ写真が提出されることは理解しがたい。

補助金の交付を受けた月ヶ瀬梅溪保勝会が、月ヶ瀬梅林で実施する同じ作業で、名勝となっている梅木の敷地とそれ以外の敷地を分けて作業を実施するのは現実的でなく、効率的でない。このことからすれば、名勝となっている梅木の敷地とそれ以外の敷地をわざわざ分けて補助金を交付することに合理性はなく、同じ交付先に対する交付金の二重の交付と受けとられても反論の根拠に乏しい。同じ補助金の交付先については、作業対象が被らないよう、課間の十分なコミュニケーションをとるとともに、横断的な目で補助金の重複がないかどうかの検証を行う必要がある。また、同じ補助金に統一することも検討されたい。

【措置の内容】

月ヶ瀬梅林一帯の景観の総合的な保全の観点からも補助金の一本化が合理的であるため、令和4年度から月ヶ瀬梅溪保勝会に対する補助金は、月ヶ瀬行政センター地域振興課から交付することとしました。

令和元年度包括外部監査「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 結果及び意見

【3】教職員課

3. 監査の結果及び意見

(2)健康管理医による面接指導について

②健康管理医面接指導制度を適切に運用すべき(結果)

(教職員課)

【監査結果】

長時間労働時間(80時間超/月)の教職員数が平均200人(割合10%超)と長時間労働者が多いことが問題視されている中、精神疾患による休職者を未然に防ぐためにも健康管理医による面接指導の実施がより重要であると考えられる。

このため、市教育委員会は、学校等安全衛生管理者に対する総括安全衛生委員会研修会等の中で、「面接指導自己チェック票」の活用や教職員を守るために制度として実施される健康管理医面接指導の必要性、重要性を理解してもらう内容を盛り込むなど、長時間勤務等に係る健康管理医面接指導制度を周知し、適切に運用すべきである。

【措置の内容】

市立学校において令和元年10月からタイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始したことを受け、同

月に「長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ」の大幅な見直しを行いました。タイムレコーダーによる記録から、学校長が、勤務時間外在校等時間が1月当たり80時間を超過している教職員に健康管理医による面接指導を呼びかけるとともに、教職員課から健康管理医に80時間を超過している教職員の一覧を提供しています。その結果、見直し前と比較し、面接を希望する教職員は増加しています。また、勤務時間外在校等時間が極めて長い教職員が多い学校については、学校長から状況を聞き取り、改善を促しています。

③書面間の記載を整合させるべき（結果）

（教職員課）

【監査結果】

市教育委員会から各校長へ周知している『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』においては、「学校等安全衛生管理者（校長）は時間外勤務が1月当たり80時間を超え疲労の蓄積が認められる教職員、若しくは学校等安全衛生管理者が80時間を超えなくても総合的に判断し、必要と認めた教職員に『面接指導自己チェック票』を提出」させ、その後、教職員からの面接指導の申出があった場合に、健康管理医による面接指導を実施することとなっている。

しかし、『面接指導自己チェック票』には、「このチェック票は、医師による面接指導を受ける労働者本人が、あらかじめ自己チェックし、必要事項を記入した上で医師または提出窓口に提出し、医師の判断・指導に役立てるものです。」と、健康管理医による面接指導を希望する労働者のみが提出を必要とするような説明文が記載されており、本来の趣旨と異なる。

当該『面接指導自己チェック票』は、学校等安全衛生管理者及び労働者本人が、健康管理医による面接指導実施の必要性を判断する資料であることを記載するなど『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』と整合させるべきである。

【措置の内容】

市立学校において令和元年10月からタイムレコーダーによる勤務時間の客観的な記録を開始したことを受けて、同月に「長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ」の大幅な見直しを行いました。見直しの際に、奈良市教職員総括安全衛生委員会の部会で意見を求めたところ、部会員（教員等）から「80時間超過の教職員全員に自己チェック票を記入させるのは時間がかかり教職員の負担が増える」といった意見があったため、80時間超過の教職員に対しては、まず面接指導の希望の有無を確認し、面接指導希望者のみ「面接指導自己チェック票」を記入する運用に変更しました。したがって、令和元年10月以降、書面間の記載の整合性は保たれています。

【5】学校教育課

3. 監査の結果及び意見

(2) 情報セキュリティ監査について

②対策基準に基づき定期監査を実施すべき（結果）

（学校教育課）

【監査結果】

現状として、市教育委員会では人手不足の影響もあり、情報セキュリティ監査を行うための計画の策定や環境の構築をしていないため、情報セキュリティ監査を行っておらず、「奈良市立幼稚園・小・中・高等学校における情報セキュリティ対策基準」に反している状態にある。

情報セキュリティ監査が行われなければ、当該基準の遵守状況（外部からの不正アクセスや不正改ざん、個人情報漏えいや不正利用等への対応等）が適正かどうか判断できないおそれがある。

当該基準の遵守状況の適正性を判断し、事故の発生を未然に防止するためにも、情報セキュリティ監査の実施要領等を策定し、基準に基づく監査を実施すべきである。

【措置の内容】

令和元年10月7日に情報セキュリティ監査（書面監査）を実施し、USBメモリ、SDカードの管理簿の改定を行いました。その後、令和2年5月1日に教育情報セキュリティポリシーを改訂し、令和3年2月18日付けで各学校に実施手順書の作成を依頼し、その中で新たにUSBメモリ、SDカードの持出簿を定め、記憶媒体を持ち出す場合の記録の徹底を図りました。さらにUSBメモリ及びSDカードについては毎年棚卸の確認を実施するよう改めました。

【7】保健給食課

3. 監査の結果及び意見

(3) 未収債権の管理状況について

③未収債権管理のためのマニュアルを作成すべき（結果）

（保健給食課）

【監査結果】

現在、市では包括的な債権管理条例はあるものの、給食費の回収に関するマニュアル等はなく、明確な基準に基づいた管理が行えていない。マニュアルがないと、管理作業が属人的になるおそれがあるのに加えて、業務に漏れが発生しやすくなると考えられる。給食費収入の歳入管理のためにマニュアルは非常に重要であり、市教育委員会は未収債権管理のためのマニュアルを作成すべきである。

なお、市教員委員会の担当者によると、現在マニュアルを作成中とのことであり、令和元年度末に完成予定とのことである。

【措置の内容】

令和 2 年 3 月に策定した「学校給食費管理マニュアル」に基づき業務を行うよう改めました。

【9】小学校・中学校

2. 監査の結果及び意見

(3)USB メモリの管理について

②有効な管理簿を用いるべき（結果）

（学校教育課）

【監査結果】

一部の学校で利用されていた「USB 貸出確認表」は、利用者の氏名、持出し範囲（校内・校外）、情報の保存内容などの記載ができない様式になっていた。当該学校では、教頭が USB メモリの管理責任を有しており、教職員が USB メモリを利用する場合には、教頭にその目的や利用場所を伝え、教頭が「USB 貸出確認表」に貸出日を記載し、返却があればチェックをしている（USB の利用頻度は月 1～2 回程度であり、USB メモリ現物も 5 つだけである）。

しかし、USB メモリを利用する際には誰が何の目的で、どこで利用したのかを明確にしておかないと、情報漏えいがあった場合に初動が遅くなる可能性がある。

また、市教育委員会も通知にて「学校管理 USB メモリ持出し簿」を利用することを要請しており、管理に必要な情報が不足している独自様式ではなく、市教育委員会の要請する「学校管理 USB メモリ持出し簿」を利用する必要がある。

【措置の内容】

令和元年 10 月 7 日付けで情報セキュリティ監査（書面監査）を実施し、USB メモリの管理簿の改定を行いました。その後令和 3 年 2 月 18 日付けで各学校に実施手順書の作成を依頼し、その中で「学校管理 USB メモリ持ち出し簿」を定め、記憶媒体を持ち出す場合の記録の徹底を図っています。

（令和 5 年 6 月 30 日揭示済）

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 36 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 5 年 6 月 20 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
高栄工業株式会社	代表取締役 氏原 里志	天理市田部町 94 番地の 5	令和 5 年 6 月 13 日

（令和 5 年 6 月 20 日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 10 号

令和 5 年 6 月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和5年6月22日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和5年6月27日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員の解任及び任命について

(2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について

議事

議案第11号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第12号 奈良市いじめ防止基本方針の改定について

議案第13号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年6月22日揭示済)